

I 学校運営

1 児童・生徒の就学状況

学齢児童・生徒の小・中学校への就学は、学校教育法により義務教育とされており、その事務は区の教育委員会が行っています。区立の小学校は22校、中学校は平成27年度に第三・第四中学校が統合され大鳥中学校になり9校が設置されています。就学すべき学校は、通学区域に関する規則に従って、児童・生徒の住所により指定しています。なお、児童・生徒が健康上の理由や家庭の事情等で指定校以外の学校へ就学しようとする場合には、保護者からの申し出により、教育委員会が相当と認めるときには変更することもあります。

また、教育委員会では、平成15年4月に区立中学校へ入学する新一年生から「隣接中学校希望入学制度」を、平成17年4月に区立小学校へ入学する新一年生から「隣接小学校希望入学制度」を導入しました。なお、「隣接小学校希望入学制度」については、これまでの隣接学校希望入学制度の実施結果、児童生徒数・学級数の将来推計及び平成29年度に実施したアンケート調査等を総合的に判断し、平成31年4月入学から当面の間「休止」することとしました。

小・中学校 児童・生徒数、教員数 (各年度5月1日現在)

	小 学 校				中 学 校			
	児童数	指数	教員数	指数	生徒数	指数	教員数	指数
27	8,529	100.0	480	100.0	2,761	100.0	195	100.0
28	8,821	103.4	490	102.1	2,685	97.2	190	97.4
29	9,202	107.9	498	103.8	2,600	94.2	191	97.9
30	9,492	111.3	503	104.8	2,624	95.0	189	96.9
令和元	9,749	116.4	519	108.1	2,638	93.0	189	96.9

小学校 通常学級 学校別・学年別、児童数、学級数 (令和元年5月1日現在)

小学校名	児 童 ・ 生 徒 数								学 級 数					
	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
八雲	53	59	69	72	71	54	378	2	2	2	2	2	2	12
萱刈	57	50	46	51	31	53	288	2	2	2	2	1	2	11
下目黒	96	78	70	58	59	57	418	3	3	2	2	2	2	14
碑	104	106	80	112	97	100	599	3	4	2	3	3	3	18
中目黒	75	86	110	93	121	79	564	3	3	3	3	4	2	18
油面	87	80	87	82	84	76	496	3	3	3	3	3	2	17
大岡山	121	120	110	102	107	109	669	4	4	3	3	3	3	20
烏森	61	69	62	64	64	58	378	2	2	2	2	2	2	12
向原	48	43	46	42	40	36	255	2	2	2	2	1	1	10
五本木	60	59	64	75	71	68	397	2	2	2	2	2	2	12
鷹番	60	72	83	81	74	76	446	2	3	3	3	2	2	15
田道	83	65	66	45	63	51	373	3	2	2	2	2	2	13
月光原	66	50	57	38	44	58	313	2	2	2	1	2	2	11
駒場	68	57	87	78	57	74	421	2	2	3	2	2	2	13
緑ヶ丘	39	42	42	43	38	33	237	2	2	2	2	1	1	10
原町	43	41	44	48	44	32	252	2	2	2	2	2	1	11
不動	99	95	106	111	83	67	561	3	3	3	3	3	2	17
上目黒	47	50	50	28	17	23	215	2	2	2	1	1	1	9
東根	115	117	133	118	95	124	702	4	4	4	3	3	4	22
中根	53	77	71	69	63	81	414	2	3	2	2	2	3	14
宮前	54	44	56	51	58	61	324	2	2	2	2	2	2	12
東山	181	163	167	179	141	148	979	6	5	5	5	4	4	29
合計	1,670	1,623	1,706	1,640	1,522	1,518	9,679	58	59	55	52	49	47	320

中学校 通常学級 学校別・学年別、生徒数、学級数 (令和元年5月1日現在)

中学校名	生徒数				学級数			
	1年	2年	3年	計	1年	2年	3年	計
第一	45	55	45	145	2	2	2	6
第七	46	59	69	174	2	2	2	6
第八	89	82	82	253	3	3	3	9
第九	60	58	41	159	2	2	2	6
第十	123	118	106	347	4	3	3	10
第十一	68	62	71	201	2	2	2	6
東山	132	120	140	392	4	3	4	11
目黒中央	161	145	205	511	5	4	6	15
大鳥	140	150	122	412	4	4	4	12
計	864	849	881	2594	28	25	28	81

隣接中学校希望入学制度実施結果

(令和2年4月7日現在)

学校名	受入人数	入				出				差引	入学者数
		申込者数	辞退等	国都私立進学者	最終人数	申込者数	辞退等	国都私立進学者	最終人数		
第一中学校	35	2	0	0	2	51	5	28	18	△ 16	46
第七中学校	35	17	3	4	10	85	21	34	30	△ 20	83
第八中学校	35	62	13	30	19	16	5	9	2	17	87
第九中学校	35	8	7	0	1	37	5	16	16	△ 15	51
第十中学校	35	16	2	10	4	17	5	9	3	1	136
第十一中学校	35	10	2	6	2	10	1	7	2	0	69
東山中学校	35	62	5	37	20	15	2	5	8	12	121
目黒中央中学校	35	85	18	31	36	52	10	20	22	14	187
大鳥中学校	25	52	12	17	23	31	8	7	16	7	179
合計		314	62	135	117	314	62	135	117	0	959

(事業開始：平成15年4月)

※大鳥中は、国・都・私立中入学者による辞退者を考慮しても定員を超えることが予想されたため、抽選を実施しました。

※「辞退等」の人数は、「希望校の調整区域に居住しているかた」、「希望校に令和2年度も兄弟が在籍しているかた」を含みます。

*対象者数 1,825人<令和2年4月に一年生になる小学校6年生の令和元年10月3日現在の人数(国・私立小学校等への通学者を含む)及び転入予定者で申請があったものの人数>

*申込者数 314人<申込率 17.21%(申込者数/対象者数)>

*最終人数 117人<申込率 6.41%(最終人数/対象者数)>

特別支援学級 学級別・学年別、児童・生徒数、学級数

(令和元年5月1日現在)

設置校名	障害種別	児童数							学級数
		1年	2年	3年	4年	5年	6年	計	
八雲小(3くみ)	知的障害	1	4	2	3	1	3	14	2
菅刈小(あすなろ学級)	知的障害	2	6	3	3	3	4	21	3
碑小(4くみ)	知的障害	3	0	7	2	5	2	19	3
鷹番小(つくし学級)	知的障害	2	0	1	0	2	4	9	1
油面小(わかたけ学級)	肢体不自由	1	2	0	1	2	1	7	1
東根小 (きこえとことばの教室)	難聴※	0	5	0	2	1	0	8	1
	言語障害※	2	9	12	4	2	0	29	2

設置校名	障害種別	生徒数				学級数
		1年	2年	3年	計	
第八中(E組)	知的障害	2	4	4	10	2
大鳥中(5組)	知的障害	4	4	3	11	2
大鳥中(わかたけ学級)	肢体不自由	2	0	0	2	1
目黒中央中(しいの木学級)	自閉症・情緒障害	7	10	4	21	3
第七中(つばさ)	情緒障害等※	22	19	16	57	6

※は通級指導学級。ただし、第七中(つばさ)は、特別支援教室拠点校です。

小学校 拠点校特別支援教室別学年別在籍児童数 (令和元年5月1日現在)

拠点校名	巡回する小学校	児童数						
		1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
中目黒小(すずかけ)	下目黒小、田道小	3	8	15	8	8	10	52
五本木小(ゆりのき)	鷹番小、上目黒小、 烏森小	6	5	3	12	11	8	45
原町小(かしのき)	碑小、向原小	2	3	10	12	10	4	41
不動小(ゆずりは)	油面小、月光原小	5	4	14	7	7	5	42
中根小(さくら)	大岡山小、緑ヶ丘小	3	5	7	9	8	5	37
宮前小(はなみずき)	八雲小、東根小	3	2	7	9	9	5	35
東山小(いちょう)	菅刈小、駒場小	3	14	12	10	7	16	62

○小学校の特別支援教室拠点校では、情緒障害等の児童に対して巡回指導を行っています。

日本語国際学級

設置校名	児童数	学級数
東根小学校	27	2

2 障害のある児童・生徒の就学

(1) 障害のある児童・生徒の就学・転学相談

障害のある児童・生徒の就学・転学については、その障害の種類と程度に応じ、学校教育法の定めによる学校や学級に就学することができます。東京都では特別支援学校(視覚障害・聴覚障害・肢体不自由・知的障害・病弱)を、区では小・中学校に知的障害学級、肢体不自由学級、特別支援教室を設置しています。さらに、小学校には、難聴・言語障害通級指導学級を、中学校には、自閉症・情緒障害学級を障害の状態等に応じて対応できるよう設置しています。これらの学級への就学等については、随時、教育委員会事務局で就学相談等を行い、校長及び専門医等で構成する教育支援委員会を開き、保護者と相談のうえ、学校、学級を決めていきます。就学相談は、「めぐろ区報」等で毎年度お知らせしています。

就・転学相談結果

	通常の 学級	特別支援学級、 特別支援教室	特別支援学校	就学猶予 免除	その他	計
小学校	36 (5)	158 (105)	11 (1)	0	23 [4]	228 (111)
中学校	2 (2)	32 (14)	3 (1)	0	1 [0]	38 (17)
計	38 (7)	190 (119)	14 (2)	0	24 [4]	266 (128)

※（ ）内の人数は転学等の再掲です。

「その他」は区外転出、私立学校への入学、就学相談取下げの人数です。そのうち、[]内は教育委員会の意見として就学・転学先の意見を出した人数です。

(2) 特別な支援を必要とする児童・生徒への支援

ア 定期巡回訪問・要請訪問

特別支援教育主任専門員（教育）と教育相談員（心理）が区立小・中学校を訪問し、通常の学級に在籍し障害があるなど特別な支援を必要とする児童・生徒の実態を把握し、個に応じた学習方法や生活習慣が身につくように学校に対して指導・助言を行っています。

定期巡回訪問は、前期・後期に各一回、区立小・中学校を巡回し、要請訪問は、学校（園）からの要請に基づいて必要に応じて訪問しています。平成23年度からは区立幼稚園、こども園へも訪問を実施しています。

定期巡回訪問

校種	校(園)数	対象人数
幼稚園・こども園	6	25
小学校	44	1,029
中学校	18	243
合計	68	1,297

要請訪問

校種	校(園)数	対象人数
幼稚園・こども園	0	0
小学校	119	265
中学校	27	86
合計	146	351

イ 特別支援教育に関する相談

障害があるなど特別な支援を必要とする児童・生徒の教育上の課題等について、特別支援教育主任専門員（教育）、教育相談員（心理）が来庁・電話相談に応じています。

ウ 特別支援教育支援員の配置

小・中学校31校（全校）の通常の学級に在籍し、生活面及び学習面での指導に特別な配慮を要する児童・生徒654名に対し、180名の特別支援教育支援員を64,922時間配置し、支援の充実を図りました。特別支援教育支援員の支援方法等の向上を図るため、研修会を年2回実施しました。

(3) 小学校就学前の幼児に関する相談

ア 就学相談員による就学前施設の訪問

就学相談員が、すすくのびのび園を訪問して、小学校への就学を予定している特別な支援が必要な幼児と保護者に対する巡回相談を行いました。（52名に対して、23回訪問）

イ 小学校就学前ガイダンスの実施

区立幼稚園・こども園、私立幼稚園、区立保育園、私立保育園、認証保育所、認可外保育施設の教職員・保護者を対象とした、小学校就学前ガイダンスを行いました。（35園の幼児108名に関して、延べ63回訪問）

3 幼稚園・こども園

区立幼稚園は1園で2年保育を行い、区立こども園は2園で3年保育を行いました。入園は目黒区民であることを要件とし、11月下旬に申し込みを受け付けます。募集の詳細については、「めぐろ区報」やホームページ、ポスター等でお知らせします。

なお、みどりがおか幼稚園は平成25年4月に、げっこうはら幼稚園は平成26年4月に、認定こども園に移行しました。

園児数・教員数(各年度5月1日現在) 園別・歳児別園児数 (令和元年5月1日現在)

	園児数	教員数
平成 25	274	17
26	246	17
27	247	16
28	245	15
29	243	15
30	244	17
令和 元	239	17

幼稚園名	4歳児	5歳児	計	クラス数
ひがしやま	29	35	64	2

こども園名	区分	3歳児	4歳児	5歳児	計
げっこうはら	短時間	15	21	24	60
	中時間	2	6	6	14
	長時間	3	5	5	13
	計	20	32	35	87
みどりがおか	短時間	15	24	23	62
	中時間	2	6	6	14
	長時間	2	5	5	12
	計	19	35	34	88
合 計		39	67	69	175

※クラス数は、3歳・4歳・5歳とも各1クラス。合計6クラス。

4 就学援助費・奨励費等給付状況

(1) 就学援助費

就学援助費は、経済的な理由により就学することが困難な学齢児童・生徒のために設けられた制度で、法律に基づいて国の補助を受け、地方自治体が行っている事業です。この制度の対象は、生活保護法適用世帯及び児童福祉法適用世帯(要保護世帯)と、世帯の所得が生活保護法に定める生活費の需要額に対して1.2倍以下の世帯(準要保護世帯)で、保護者が教育委員会事務局に申請し、該当世帯として認定されると、学用品費や学校給食費等の給付を受けることができます。

給付人数と1人当たり給付額

内 訳	費 目	学 校	学用品	通 学	入学支	校 外	修 学	医療	校 外	卒業記念	体育実技	部活動
	給食費	費	用品費	度金費	外	学	費	外	アルバム費	用具費	費	
	準	準	準	準	準	生・準	生・準	生・児・準	生・児・準	準	生・児・準	
小 学 校	受給者数 (人)	528	528	465	175	528	117	0	291	118		
	給付額 (円)	45,670	15,002	3,056	51,320	1,665	1,350	0	6,113	14,381		
	合計額 (千円)	24,114	7,921	1,421	8,981	879	158	0	1,779	1,697		
中 学 校	受給者数 (人)	307	307	203	12	307	108	0	118	116	37	210
	給付額 (円)	51,404	29,143	3,778	54,083	2,958	71,370	0	13,975	9,086	4,243	1,229
	合計額 (千円)	15,781	8,947	767	649	908	7,708	0	1,649	1,054	157	258

※表中「生」は生活保護法適用世帯、「児」は児童福祉法適用世帯、「準」は準要保護世帯。

校外宿泊費は「自然宿泊体験教室」、「部活動合宿」、「独自宿泊事業」、「特別支援学級校外宿泊」。

受給者数、受給率、給付総額、1人当たりの標準受給額

年度	区分	受給者数 (受給率)		給付総額 (千円)	1人当たりの標準受給額 ()内は平成27年度を100とした指数
		要保護 (%)	準要保護 (%)		
27	小学校	10 (0.12)	586 (6.87)	47,779	80,166 (100)
	中学校	39 (1.41)	386 (13.98)	54,313	127,795 (100)
28	小学校	18 (0.20)	554 (6.28)	45,167	78,963 (98)
	中学校	31 (1.15)	348 (12.96)	48,918	129,071 (101)
29	小学校	9 (0.10)	549 (5.97)	45,123	80,866 (101)
	中学校	26 (1.00)	334 (12.85)	46,168	128,244 (100)
30	小学校	10 (0.11)	534 (5.63)	44,799	82,351 (103)
	中学校	24 (0.91)	317 (12.08)	46,466	136,264 (107)
元	小学校	7 (0.07)	513 (5.26)	46,950	90,288 (113)
	中学校	26 (0.99)	299 (11.33)	37,878	116,548 (91)

(2) 就学奨励費

就学奨励費は、特別支援教育の振興を図るために定められた制度です。この就学奨励事業の対象は、特別支援学級等児童・生徒の中で、世帯の所得が生活保護法に定める生活費の需要額の2.5倍未満の世帯です(通学費等は所得制限なし)。保護者が教育委員会に申請し、認定されると、通学費や学用品費、学校給食費等の給付を受けることができます。

給付状況

内 訳		学用品費 等	修学 旅行費	学校 給食費	通学費	校外行事 ・宿泊費	職場体験 交通費	体育実技 用具費	給付額 総額(千円)
小学校	受給者数 (人)	12	1	12	12	14			936
	給付額 (千円)	229	1	526	157	23			
中学校	受給者数 (人)	6	1	6	15	6	0	0	1,648
	給付額 (千円)	283	62	336	948	19	0	0	

※ 学用品費には通学用品費及び新入学児童・生徒学用品費が、通学費には通級交通費が含まれる。

5 学校運営費の執行

区立小・中学校の運営上必要とされる経費の大部分は、学校の児童・生徒数や学級数に応じて各学校に配付され、学校で直接、教材・教具の購入、修繕、印刷等の経費として執行されます。このほかに、全校にかかわるもので一括処理した方が良いものや、年次計画を立てて計画的に整備するものについては、教育委員会事務局で執行しています。内容としては、児童・生徒の机、椅子等の教室の校具や光熱水費、電話料金等です。

6 学校評価

子ども・保護者・地域から信頼される学校を目指し、平成15年度から「保護者による学校評価」、平成16年度から「児童・生徒による学校評価」及び「地域の方による学校評価」、平成18年度からは、「教職員による学校評価」を実施しています。これらの保護者、児童・生徒、地域の方及び教職員による学校評価を「四者による学校評価アンケート」とし、自己評価のための資料に位置付け、学校評価の充実を図っています。また、平成20年度からは、各学校において「学校評価委員会」を設置し、学校の自己評価の妥当性や客観性を高めるとともに、次年度の教育課程の編成に生かしています。

さらに、学校評価の実施状況と評価結果を踏まえた学校運営状況を第三者が客観的に評価する「第三者評価」を、平成23年度に第九中学校、向原小学校、原町小学校において先行実施しました。平成30年度からは、「第三者評価」の実施が三巡目に入り、さらなる学校改善に向けての取組を校長のリーダーシップのもと進めています。客観的な評価をすることにより、学校全体の教育水準の一層の向上を図り、保護者や地域の方々の理解と参画を得て、信頼される魅力ある学校づくりを進めていきます。

なお、令和元年度は「第三者評価」を1年間休止し、これまでの検証等を行うとともに、「目黒区立学校 学校評価ガイドライン(試案)」と「目黒区立幼稚園・こども園 園評価ガイドライン(試案)」を作成しました。

7 学校運営協議会

区では、平成20年度から平成23年度まで鷹番小学校、田道小学校を学校運営協議会のモデル実施校として2期4年間指定しました。

両校の活動内容について、平成24年度にそれまで学校運営協議会に関わった構成員、学校長、教育委員会事務局による評価に加えて外部の有識者による第三者評価を行い、学校運営協議会の成果と課題を検証し、その結果を報告会や公式HPで公表しました。

この結果、いくつかの課題があることから方向性を検討することとし、現在指定している学校はありません。

(事業開始：平成20年度)

8 学校評議員

地域に開かれた学校づくりを推進し、学校及び校長への支援体制をつくるため、平成13年度から学校評議員制度が設けられました。学校評議員は、校長の求めに応じ、学校の教育目標、学校運営や教育活動に関する事、地域との連携の進め方などについて意見を述べ、校長はその意見を参考に学校運営を行い、地域に根ざした創意工夫ある学校づくりを進めています。

また、学校評議員は、学校評価における学校の自己評価の妥当性・客観性を高めるため、「目黒区小・中学校学校評価委員会」の構成員として、意見を述べる等の役割を担っています。

平成14年度には全ての小・中学校、幼稚園に学校評議員が置かれ、令和元年度は、小学校107名、中学校41名、幼稚園・こども園15名の学校評議員が教育委員会から委嘱されました。

9 めぐる子ども見守りメール（学校緊急情報連絡システム）の運用

学校生活や通学途中における子どもの安全を守る一つ的手段として、不審者情報などの防犯情報や震災時における学校からの連絡事項などを区立小・中学校、幼稚園等の保護者の携帯電話やパソコンにメール配信する「めぐろ子ども見守りメール」（学校緊急情報連絡システム）を運用しています。

登録状況（児童生徒数は令和2年2月1日現在、登録者数は令和2年3月31日現在）

	児童生徒数（人）	登録者数（人）	登録率（％）
小学校	9,753	8,967	91.9
中学校	2,661	2,016	75.8
幼稚園・こども園	247	240	97.2
計	12,661	11,223	88.6

（事業開始：平成18年度）

配信状況（平成31年4月1日～令和2年3月31日）（単位：件）

	不審者情報	お知らせ	その他事件・事故	計
教育委員会からの配信	34	6	1	41

10 AED（自動体外式除細動器）の設置

学校では児童生徒の活動のほか、学校開放で多くの区民がスポーツ活動などを行っています。このような活動中、心停止（心室細動）のような緊急事態発生に対応するため、平成20年度に全区立小・中学校等へAEDを設置しました。

令和元年度は、前年度に引き続き、AEDが有効に活用できるよう、教職員と中学校生徒を対象に普通救命講習会を実施しました。

設置施設：小学校（22校）、中学校（9校）、ひがしやま幼稚園、めぐろ学校サポートセンター、興津自然学園、八ヶ岳林間学園

全てのAEDに小児用電極パッド又は小児用キー、救急キット、蘇生用マウスピース、毛布を付属しています。

（事業開始：平成20年度）

1 1 学校版めぐろグリーンアクションプログラムの運用

目黒区では、環境保全に向けた行動を区民や事業者が継続的に実施するための仕組みとして、目黒区独自の環境配慮行動プログラムである「めぐろグリーンアクションプログラム」(家庭版及び事業所版は平成16年3月策定、学校版は平成18年3月策定)の普及を進めています。

各学校では、学校版めぐろグリーンアクションプログラムを平成18年度から順次導入し、平成20年度には全区立小・中学校へ導入しました。本プログラムは「めぐろ学校教育プラン」(平成15年2月策定、平成29年3月改定)で推進する施策の一つである「環境教育の充実」の一環として運用するものであり、児童・生徒・教職員が一体となって、省エネルギー・省資源活動や環境学習に取り組んでいます。

また、各校の取組を推進するために、毎年度の実施状況を審査し、優れた活動を行っている学校を表彰しています。